

(別紙2)業務内容一覧

業務	実施場所	業務内容
1	JR高松駅周辺 (区域図1-1) 中央通り(区域図1-1) 美術館通り(区域図1-1) 瓦町駅周辺(区域図1-2) 栗林公園駅周辺 (区域図2)	・禁止区域内に放置された自転車等に警告時間を記載した警告札を取り付ける。 ・警告から1時間以上経過後、なお警告札が付いている自転車等を搬送用車両に積載の上、錦町自転車保管所に搬入し、指定された場所に荷下しする。 ・保管所管理員の確認を受け、自転車等を確実に引き継ぐ。
2	サンポート高松地区 (区域図1-1)	
3	JR栗林駅周辺(区域図3)	
4	片原町駅周辺(区域図4)	
5	丸亀町G街区周辺 (区域図5)	
6	JR端岡駅周辺(区域図6)	・禁止区域内に放置された自転車等に警告時間を記載した警告札を取り付ける。 ・警告から1時間以上経過後、なお警告札が付いている自転車等を搬送用車両に積載の上、国分寺総合センターに搬入し、指定された場所に荷下しする。 ・国分寺総合センター担当職員の確認を受け、自転車等を確実に引き継ぐ。 ・国分寺総合センターでの保管期限を経過した自転車等を錦町自転車保管所に搬送する。
7	自転車等駐車場	【無料自転車等駐車場】 ・自転車等駐車場内に駐輪している全車両に、識別札を取り付ける。 ・識別札を取り付け、14日経過後、なお識別札が付いている自転車等を搬送用車両に積載の上、錦町自転車等保管所(合併町にあっては、各総合センター)に搬入し、指定された場所に荷下しする。 ・保管所管理員(合併町にあっては、各総合センター担当職員)の確認を受け、自転車等を確実に引き継ぐ。 ・各総合センターでの保管期限を経過した自転車等を錦町自転車保管所に搬送する。 ・警告、撤去の作業に合わせ、駐輪している自転車等の整理整頓及び、施設内の清掃作業を行う。 【有料自転車等駐車場】 ・指示する自転車等を搬送用車両に積載の上、錦町自転車保管所(合併町にあっては、各総合センター)に搬入し、指定された場所に荷下しする。 ・保管所管理員(合併町にあっては、各総合センター担当職員)の確認を受け、自転車等を確実に引き継ぐ。 ・各総合センターでの保管期限を経過した自転車等を錦町自転車保管所に搬送する。
	その他区域(合併町を除く)	・市職員の警告から7日以上経過後、なお警告札が付いている自転車等を搬送用車両に積載の上、錦町自転車保管所に搬入し、指定された場所に荷下しする。 ・保管所管理員の確認を受け、自転車等を確実に引き継ぐ。
	高松中央商店街	・商店街クリーン作戦実施時に、2コースに分かれて参加する。 ・警告から7日以上経過後、なお警告札が付いている自転車等を搬送用車両に積載の上、錦町自転車保管所に搬入し、指定された場所に荷下しする。 ・保管所管理員の確認を受け、自転車等を確実に引き継ぐ。
	瀬戸内町自転車保管所等	・錦町自転車保管所と瀬戸内町自転車保管所間で、自転車等を移送する。 ・錦町自転車保管所と各総合センター間で、自転車等を移送する。 ・錦町自転車保管所から高松北警察署へ自転車等を移送する。

8	錦町自転車保管所	・錦町自転車保管所の管理。 ・搬入された自転車等の数量を確認後、撤去係から引継ぎを受け、保管・返還業務及び各種報告書等を作成する。(その他、各総合センター保管分のデータ管理を含む。) ・自転車等の利用者に対し、作業等に係る一連の説明・対応を行う。
---	----------	---